

第5回 県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議

次 第

とき：令和7年1月23日（木）13：30～

ところ：二戸地区合同庁舎3階 機能訓練室

1 開 会

2 挨 捶

3 議 題

(1) 青森・岩手県境産廃不法投棄事案の記録誌・概要版について …資料1-1
〃 環境学習資料について …資料1-2

(2) 令和6年度市民・企業向け現場等説明会の結果について …資料2-1
〃 アンケートとりまとめ結果 …資料2-2

(3) 令和6年度水質モニタリング結果について …資料3

(4) 今後の活動内容について …資料4

4 その他

5 閉 会

出席者名簿

(構成員)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	出欠	備考
小田島 行伸	浄安森林組合 代表理事組合長	○	
小船 克也	二戸市市民部環境推進課 課長	○	
佐々木 健司	(一財) クリーンいわて事業団 理事長	○	
田中 祐也	二戸市商工会 青年部長	欠	
宮澤 雅人	特定非営利活動法人にのへ環境NPO 理事長	欠	
森川 則子	カシオペア環境研究会 顧問	○	

(事務局)

氏名	所属等
古澤 勉	環境生活部資源循環推進課 総括課長
池田 享司	環境生活部資源循環推進課 廃棄物対策担当課長
佐々木 剛	環境生活部資源循環推進課 主任主査
村山 千尋	環境生活部資源循環推進課 主任
館澤 真也	県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター環境衛生課 主査

北
四十



北
四十



青森・岩手県境産廃不法投棄事案の記録
—产学研官民連携20余年の足跡—
(概要版)

岩 手 県

表紙の写真…青森・岩手県境産廃不法投棄現場

左上：平成 24（2012）年6月（廃棄物撤去等実施中）撮影

右下：令和5（2023）年 10月（原状回復後）撮影

はしがき

青森・岩手県境不法投棄事案——この事案は、西の豊島に東の県境産廃とも言われ、非常に衝撃的なものでしたが、令和5（2023）年2月によく原状回復宣言（本県側）が行われるに至りました。事案発覚から20年以上にわたる関係者の皆様の粉骨碎身の尽力に改めて深い敬意を表したいと思います。

われわれ人類の歴史は、社会的費用に対する認識の変化の歴史でもあります。狭い視野で経済合理性を追求しても、決して全体最適な結果は導かれず、むしろ社会全体で余計なコストが掛かることがあります。戦後の高度経済成長の中で清掃法が廃棄物処理法となり、産業廃棄物の処理責任の所在が見直された結果、外部不経済が顕在化する事態が発生しました。

県境不法投棄事案に対しては、現象（原状回復）と本質（制度的対応）の両面からのアプローチが行われています。本誌に収録されているオーラルヒストリーでは、そのダイナミズムが関係者の皆様の証言で浮き彫りになっており、時空を超えて追体験することが可能となりました。

この外部不経済の課題認識とそれへの対応は、今後の環境政策を考える上でも示唆に富んでいます。例えば、同じ資源循環の分野では、家庭ごみ処理有料化が外部性を内部化する有効な手段の一つですが、県内の取組は道半ばとなっています。脱炭素の分野でも、そもそも地球温暖化対策というアジェンダ自体、欧米型の近代工業社会がもたらした外部不経済に起因するものです。

県境不法投棄事案には、松尾鉱山の鉛毒事件と並んで、このように本質的な教訓が含まれています。本誌のような文献をはじめとする史料がこれを将来世代へと伝え、世の中のあらゆる負の外部性を内部化することで、近未来の持続可能な経済社会を実現していく原動力の一つになることを心から願っています。

令和6年3月 岩手県環境生活部長 福田 直

原状回復宣言

平成 11（1999）年 11 月、青森県田子町と二戸市にまたがる広大な原野で大規模な不法投棄が発覚しました。岩手県側にも大量の廃棄物が投棄され、有害な廃油による地下水や土の汚染が広範囲にあること、加えて不法投棄の原因者に原状回復に要する資金がないことが分かりました。このような状況の下、岩手県は、平成 14（2002）年 10 月から行政代執行として現場の原状回復に取り組んできました。

代執行から 20 年の道のりは、困難の連続でした。当協議会ではその下に「汚染土壤対策技術検討委員会」を設置し、委員各位等からの意見等を踏まえ、岩手県が適正かつ創意工夫しながら原状回復事業を実施してきたところです。

その結果、このたび岩手県側現場において、不法投棄された廃棄物の全量撤去、汚染された地下水と土の浄化など、すべての原状回復事業を終え、生活環境保全上の支障が生じることがない状態を確保することができ、原状回復が達成されたことを、ここに宣言します。

当協議会では、広く県民に当事案について情報を公開するとともに、二戸市民など関係者との合意形成を図りながら、原状回復事業を進めてくることができました。また、その下に「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」を設置し、このような事案が二度と起こらない、起こさないための教訓を語り伝える取り組みをしてまいりました。

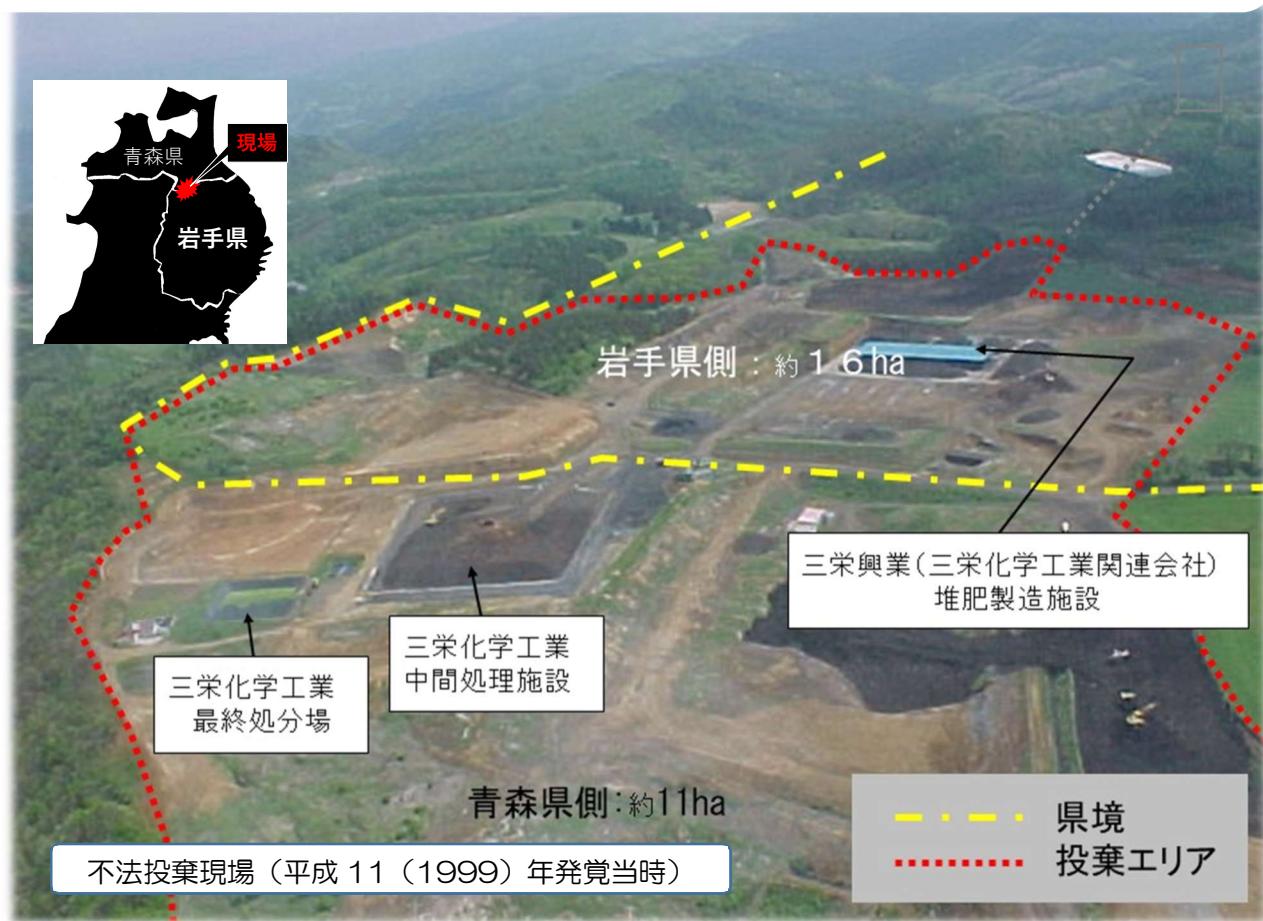
結びに、この 20 年の間、原状回復事業に御尽力をいただきました関係各位の皆様に御礼を申し上げますとともに、事業の実施に当たって御理解をいただきました地元の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 2 月 4 日
青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会
委員長 斎藤 徳美

第1部 不法投棄事案への対応の記録（本編1ページ～227ページ）

1 事案の概要

青森県の三栄化学工業を中心とした原因者が、平成3（1991）年頃から平成10（1998）年頃にかけて、青森県と岩手県にまたがる広大な土地に産業廃棄物を大量に不法投棄していたことが発覚したが、原因者に撤去する能力がなかったため、青森県と岩手県は20年以上（平成14（2002）年度から令和4（2022）年度まで）の歳月をかけて原状回復を行いました。



○不法投棄の流れ

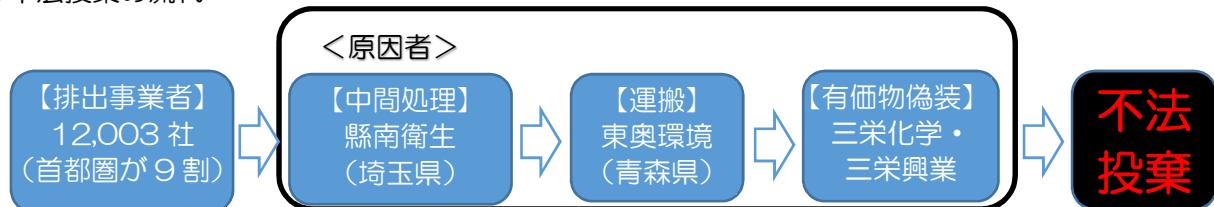


表 不法投棄された面積、廃棄物量及び撤去費用

	不法投棄された面積 (ヘクタール)	撤去された廃棄物量		撤去費用 (億円)
		重さ (万トン)	体積 (万m ³)	
岩手県側	16	35	27	250
青森県側	11	115	79	477
合計	27 (サッカーコート39面分)	150	106 (東京ドーム0.8杯分)	727

原因者の行為と撤去・浄化等の主な経緯

平成 3 (1991)年	• 三栄化学が廃棄物を原料とした堆肥原料の製造を開始
平成 10 (1998)年	• 三栄興業が特殊肥料生産業者を県に届出
平成 11 (1999)年	• 県の立入調査や警察の強制捜査により廃棄物の不法投棄が発覚
平成 12 (2000)年	• 県は不法投棄現場の地下水から環境基準の 5,500 倍のジクロロメタン等を検出 • 県は原因者らに対し廃棄物の撤去等を命令（計 13 回） • 盛岡地方検察庁が原因者らを廃棄物処理法違反で起訴
平成 14 (2002)年	• 合同検討委員会の設置 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">廃棄物の撤去</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">土壤・地下水 汚染対策</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">再発防止対策・ 跡地利用等</div>
平成 15 (2003)年	• 行政代執行による廃棄物 撤去事業を開始 • 原状回復対策協議会設置
平成 16 (2004)年	• 原状回復に係る撤去等計 画の策定、掘削撤去開始
平成 17 (2005)年	• 原状回復に係る浄化等計 画の策定 • 基礎調査の開始 • 土壤汚染対策技術検討委 員会の設置 • 浄化作業着手
平成 20 (2008)年	• 水質汚濁に係る環境基準 の改正（1,4-ジオキサン などの追加）
平成 21 (2009)年	• 1,4-ジオキサン対策開始 (新水処理施設稼働)
平成 24 (2012)年	• 廃棄物の撤去を完了
平成 26 (2014)年	• 土壤、地下水浄化完了 • 施設撤去、跡地整形完了
平成 27 (2015)年	
令和 4 年 (2022)年	
令和 5 (2023)年	• 第 1 回検討ワーキング開 催（全 15 回） • 第 1 回フォローアップ会 議開催

1 事案の発覚

(1) 三栄化学と三栄興業

事件の原因者である産業廃棄物処理業者の三栄化学工業株式会社（三栄化学）は、平成3（1991）年頃から、木の樹皮や燃え殻などを中間処理し、堆肥原料を製造していました。

堆肥原料は、堆肥製造を行う関連会社の三栄興業株式会社（三栄興業）に売却していました。

(2) 三栄興業からの特殊肥料生産業者の届出

平成10（1998）年、三栄興業から岩手県農政部に特殊肥料（堆肥）生産業者の届出があり、現地の立入検査を行ったところ、次のような状況を確認しました。

- ・付近には悪臭が漂っていた
- ・堆肥原料にはビニール等の不純物が混入
- ・堆肥原料の成分から環境基準を超えるカドミウム、水銀、ひ素が検出



この状況について、岩手県二戸保健所で詳しく調査するとともに、岩手県警察本部に情報提供することとしました。

(3) 二戸保健所による調査

平成11（1999）年1月、二戸保健所が現地の立入検査を実施したところ、「堆肥製造場所」で、堆肥のような物から浸み出した液体が地下に浸透していることを確認したことから、廃棄物処理法に基づく現地調査や報告書の提出を求めていくこととしました。



この調査の結果、次の事実が明らかとなりました。

- ・現場周辺湧出する2つの沢水のうち、一方から全窒素 240mg/L、塩素イオン 420mg/L、アンモニウムイオン 13mg/L が検出
- ・もう一方の沢水からは硝酸性・亜硝酸性窒素 9.7mg/L が検出
- ・有機性汚泥、動植物性残さ、畜産系廃棄物などの投棄の可能性が疑われた
- ・広範囲にわたり山林等が開発され、堆肥のような物が野積み（上空からヘリコプターで確認）

なお、当初三栄興業は、この堆肥は三栄化学の中間処理物を購入したもので廃棄物ではなく、廃棄物処理法上問題ないと主張しています。

【用語解説】

中間処理…………… 廃棄物の減量・減容化、安定化、無害化等を行う処理（焼却、破碎、脱水、選別、中和、分解、混合 等）。三栄化学は混合処理を行っていた。

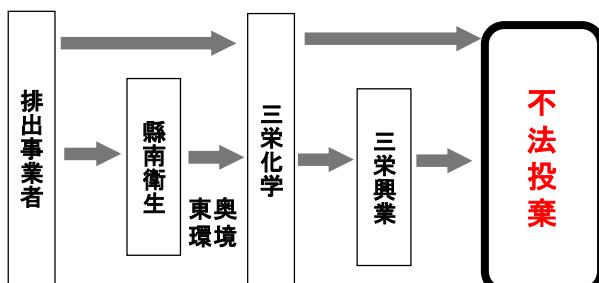
硝酸性・亜硝酸性窒素…………… 農地への過剰な肥料投与、家畜のふん尿の不適正管理、生活排水が原因となりアンモニアが酸化されて生成する。

2 刑事事件への拡大

(1) 不法投棄行為の確認

平成 11(1999) 年 6 月から行なわれた二戸警察署と二戸保健所による調査や、岩手・青森県警による強制捜査により、次の事実が明らかになりました。

- 両県にまたがる広大な土地に、燃え殻、RDF 様廃棄物、感染性の疑いがある廃棄物、鶏ふん等が野積み又は埋設（不法投棄）
- 埼玉県の産廃処理業者である県南衛生株式会社（県南衛生）が排出した廃棄物を東奥環境株式会社（東奥環境）が夜間に運搬
- 三栄興業の堆肥の販売実績は無し（堆肥製造を偽装）



二戸保健所では、原因者に対し廃棄物の撤去を求める行政処分（改善命令・措置命令）を遅滞なく発出しています。

(2) 不法投棄原因者の起訴

平成 12(2000) 年 5 月、盛岡地方検察庁は、RDF 様廃棄物約 8,000 t を不法投棄したとして、法人である三栄化学・県南衛生とそれらの代表者 2 名を起訴しました。

盛岡地方裁判所 判決	
三栄化学	・罰金 2,000 万円
県南衛生	・罰金 1,000 万円
代表取締役	・懲役 2 年 6 ヶ月（執行猶予 4 年）
三栄化学 代表取締役	・起訴後、保釈中に死亡により 公訴棄却

なお、事件の首謀者である三栄化学の代表者が死亡したため、事件の全容解明が極めて困難となってしまいました。

また、裁判で有罪が確定しても原状回復されるわけではありません。

3 有害な廃棄物の大量不法投棄事件への変転

平成 12(2000) 年 6 月、三栄化学の社員がドラム缶約 250 本を投棄したと供述したことから、ドラム缶の調査が行われました。

- 掘り出されたドラム缶の内容物から有害物質であるテトラクロロエチレンを検出
- 同年 8 月までに 218 本のドラム缶を撤去（最終的には 2018 本のドラム缶を撤去）
- 現場の廃棄物から VOC（揮発性有機化合物）、鉛、カドミウムなどを検出
- 現場内のたまり水及び土壤からは環境基準の 82 倍の濃度のダイオキシン類を検出

この結果を受け、三栄化学が実施した不法投棄の実態解明に係る調査結果は次の通りです。

三栄化学による調査とその結果	
表層土壤ガス調査	VOC の高濃度ガス領域を 7 領域特定（VOC による広範囲汚染が判明）
ボーリング調査、地下水流向流速調査	地下水位分布と地形図から地下水の流れを把握
トレチ掘削調査	岩手県側の不法投棄物が 15 万 m ³ になると推定

これらの廃棄物は、主に県南衛生が処理委託を受けていた首都圏の産業廃棄物と推定されました。

【用語解説】

RDF… 廃棄物固形燃料。紙くずや廃プラスチック等の可燃性一般廃棄物を主原料とした固形燃料。不法投棄されていた「RDF 様物」については 11 ページ参照。

VOC… 挥発性有機化合物。蒸発しやすく、大気中で気体となる有機化合物の総称。様々な種類があるが、中には発がん性など人体に有害な影響を及ぼすものが多くあることで知られている。本事案ではテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン等が確認されている。

4 原状回復対策の検討と撤去方針の確立

(1) 合同検討委員会

平成 14 (2002) 年6月 15 日、青森県と岩手県は、学識経験者等による「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」を設置し、必要な情報交換及び対応策の検討を行いました。

合同検討委員会は平成 15(2003)年6月28日の第4回をもって終結し、両県知事に報告されました。

合同検討委員会で示された基本的方針

現場の青森県側と岩手県側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、両県がそれぞれの状況に応じて決定する。

(2) 岩手県側の基本的方針

岩手県では、医療系廃棄物を含む多種多様の有害な産業廃棄物が不法投棄され、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることから、早期全量撤去を本現場の特定産業廃棄物の処理に関する基本的な方針と位置付けました。

(3) 原状回復対策協議会

平成 15 (2003) 年5月 15 日、本県では、現場の原状回復事業を適正かつ円滑に推進するため、「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復

対策協議会」を設置し、必要に応じ青森県において設置されている同旨の組織と共同開催することとしました。

同協議会は、廃棄物の掘削除去が完了した平成 25 (2013) 年度までは年4～6回、その後は年3～4回、全 87 回開催しました。

また、原状回復対策協議会における検討事項のうち、汚染土壤対策等について具体的手法に関する技術的評価を行い、本協議会の検討等に資するため、平成 18 (2006) 年 12 月 16 日に「汚染土壤対策技術検討委員会」を設置し、平成 19 年 2 月 1 日から令和 4 年 11 月 7 日まで、計 37 回開催しました。

(4) 廃棄物の撤去方針の確立

平成 15 (2003) 年6月、国は、本事案を契機に、原状回復に要する費用に対する財政支援の特例措置を講ずる「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(特別措置法) を制定しました。

同法に基づき、本県では、住民及び原状回復対策協議会からの提言等を踏まえ、更に岩手県環境審議会等の意見を取り入れた「青森・岩手県境不法投棄事案に係る実施計画書」を策定し、平成 16(2004)年 1 月に環境大臣の同意を得て撤去方針が確立しました。

【用語解説】

原状回復……………元々の状態に戻すこと。廃棄物が不法投棄される前の状態に戻すこと。

特定産業廃棄物……不法投棄等の不適正な処分が行われた産業廃棄物で、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるもの。

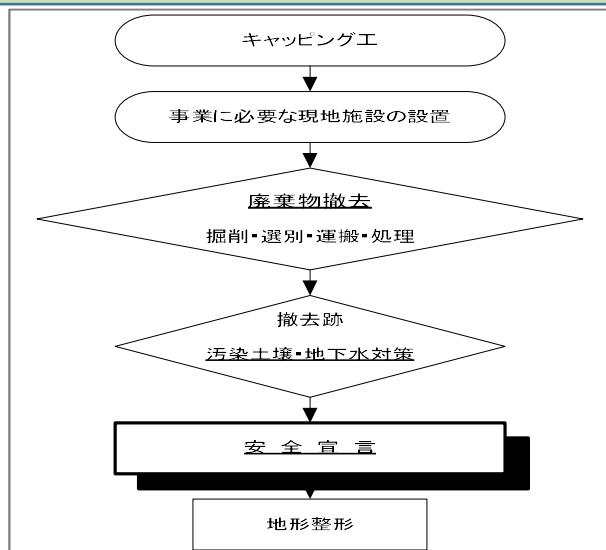
5 廃棄物の撤去

(1) 原状回復に係る撤去等計画の策定

廃棄物の撤去等の事業を実施していくにあたり、実際に現場作業を行うための具体的な撤去等の計画（施工システム基本設計）を策定しました。

基本的な考え方	
現場の特性	・投棄量が非常に多い
	・投棄されている廃棄物が多種多様
撤去方法	・揮発性有機化合物（VOC）、重金属等有害物質による複合汚染
	・雨水が不法投棄された廃棄物に接触しないように全体をキャッピング
	・キャッピングの一部を開放しながら不法投棄廃棄物を掘削

キャッピングから廃棄物撤去、土壌・地下水汚染対策などを経て安全宣言するまでの全体工程の概要は次のとおりです。

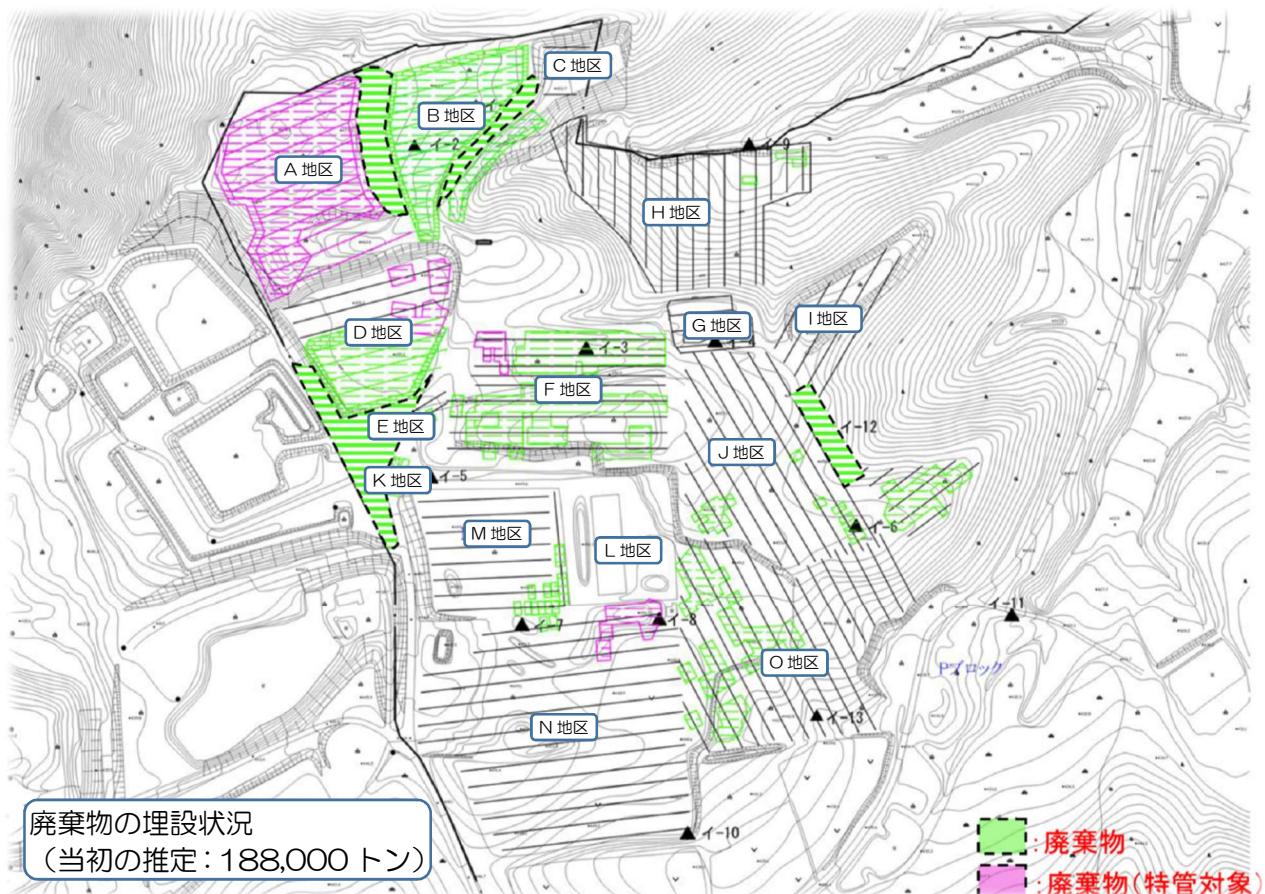


また、不法投棄廃棄物であってもセメント原燃料等としての利用により可能な限りリサイクルを目指すことを基本とし、必要となる施設として、選別施設、管理棟、汚染水処理施設、ストックヤード、トラックスケール、洗車場、通路等を設置することとしました。



【用語解説】

キャッピング…… 廃棄物中に存在する有害物質等が降雨等により浸透、拡散することを防止するため、遮水シート等を敷設するもの。
ストックヤード… 一時保管施設



(2) 関係市町村への説明

平成 15(2003) 年度から廃棄物撤去等の基本方針について二戸市民に対する説明会を開催しました。処分施設への運搬ルートのある市町村に対してもそれぞれ説明を行い、撤去・運搬開始前までに 16 回を数えました。

(3) 場内及び周辺環境モニタリング

廃棄物の掘削作業等の影響による地下水の汚染の変化等や現場周辺への汚染の拡散の有無を確認することを目的に、概ね年4回、場内に設置した観測用の井戸水質や周辺の沢水等計 32か所において水質検査を実施しました。

水質モニタリング結果	
場内井戸	・ジクロロメタンをはじめ 10 種類の VOC が基準値の数倍から数千倍確認
周辺河川、沢等	・直近の沢の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いてすべて環境基準値以下

このような確認を毎年度実施し、特に周辺に汚染拡散していないか確認することにより、地域の方々の安心感の醸成に努めました。

(4) 生石灰の混合と廃棄物の選別

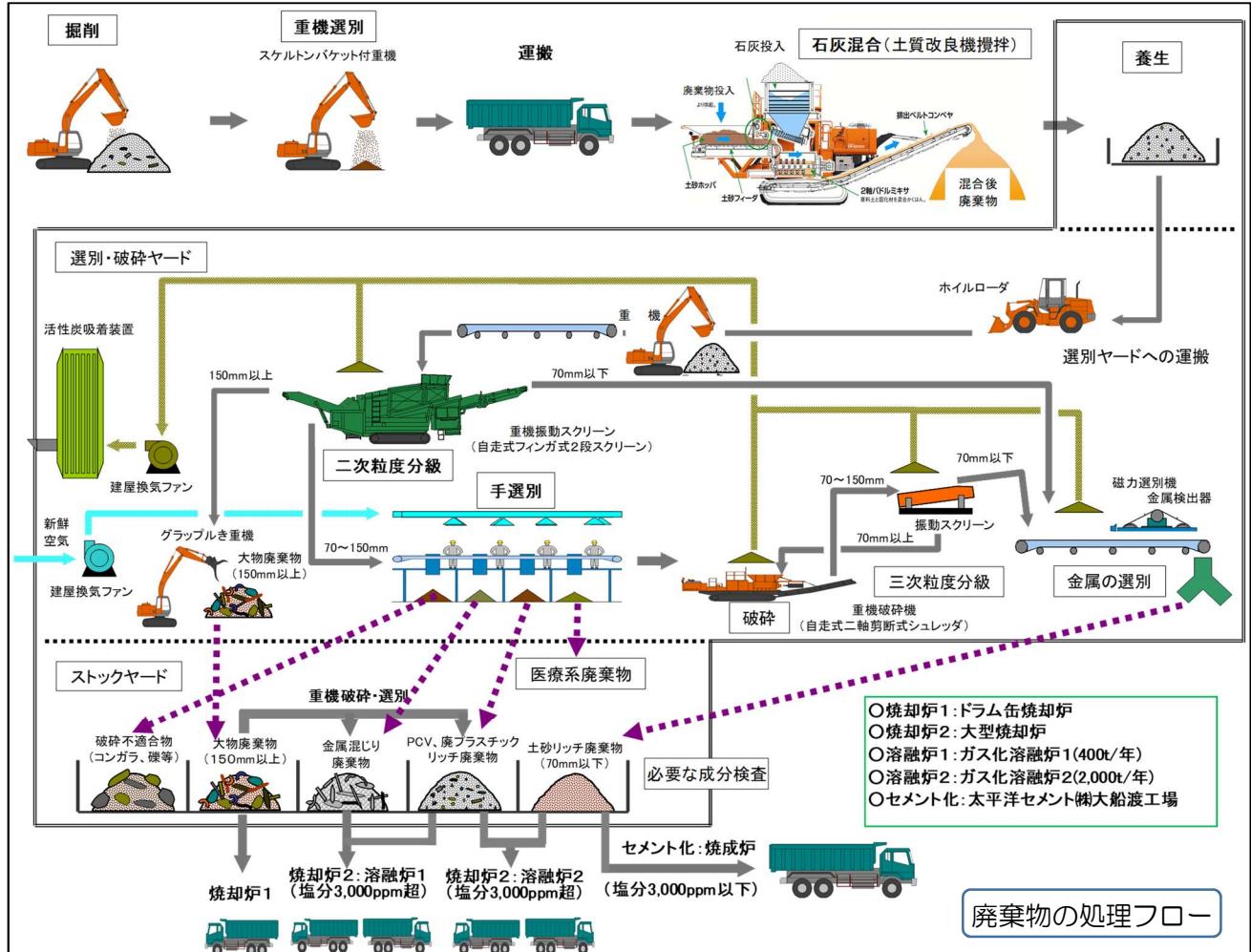
本事案では生石灰と廃棄物を混合し、水分量を調整した後に選別処理を行いました。

生石灰を混合し水分を除去することで、廃棄物掘削・撤去効率を向上させることができました。



【用語解説】

生石灰と廃棄物の混合… 生石灰は水と反応して水分を飛ばす性質がある。これを廃棄物に混ぜることで、廃棄物の水分を飛ばし、泥だんごのように固まることを防いだうえで処理した。

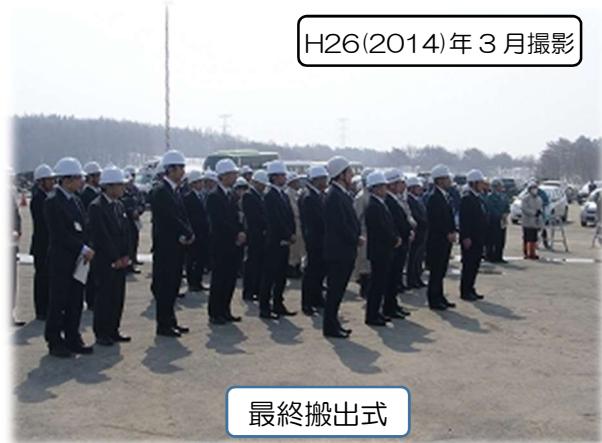


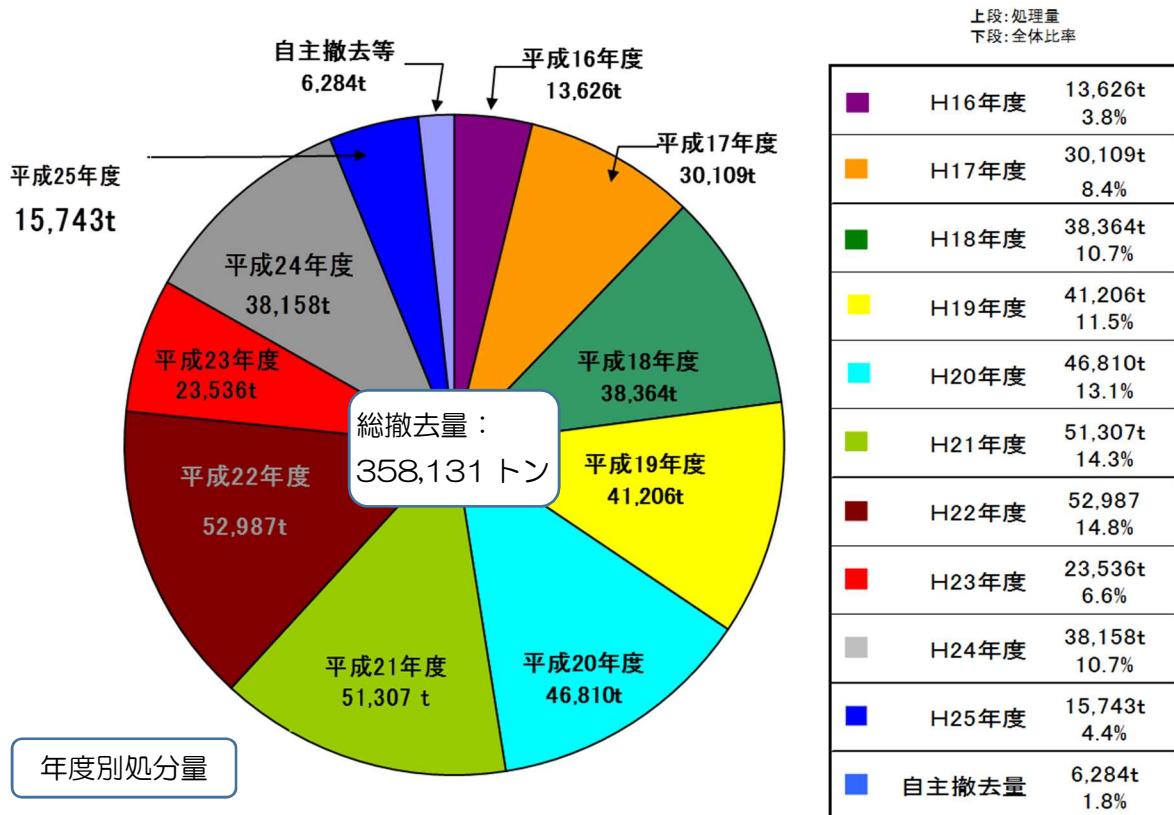
(5) 県境不法投棄廃棄物の撤去完了

平成 14 (2002) 年から行政代執行により実施してきた廃棄物の掘削・撤去は、東日本大震災津波による影響など様々な困難に見舞われてきましたが、12年を要して平成

26 (2014) 年3月26日 (水) をもって完了しました。

全量撤去に併せ、地元関係者や知事出席のもと二戸市の現場で最終搬出式を実施しています。





6 土壤・地下水汚染対策

(1) 原状回復対策

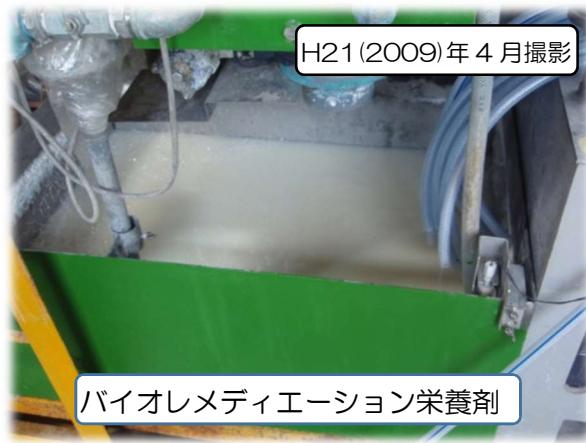
土壤・地下水汚染については、事案発覚当時から、現場の「N地区」付近で廃油（VOC）の入ったドラム缶の投棄が確認され、複数の化学物質により高濃度に汚染されていることが確認されていたことから、平成16（2004）年度に策定した原状回復に係る具体的な撤去等の計画において、撤去後の調査に基づき、撤去・浄化対策を講じることとしました。



(2) N地区における汚染土壤対策

汚染土壤・地下水対策の技術的検討を行うために平成18（2006）年に設置した土壤汚染対策技術検討委員会において検討した上で、以下の内容で平成20（2008）年から浄化作業を開始しました。

不飽和帯	・必要に応じて鋼矢板を打設 ・鋼矢板に囲まれた範囲の汚染土壤を掘削、除去
飽和帯	・ホットソイル工法で場内処理 ・環境基準以下であることを確認後、場内の土地の埋め戻しに活用
飽和帯	・揚水等による汚染の抽出処理 ・バイオレメディエーション等による分解処理



(3) 水質汚濁防止法の改正

平成21（2009）年11月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準及び地下水環境基準に、1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーが追加されたことから、次の対策を講じることとしました。

追加項目	対策
1,4-ジオキサン	地下水等の集水井の設置及び外部搬出処分、並びに水処理施設での処理
塩化ビニルモノマー	バイオレメディエーション



【用語解説】

- 飽和帯…………… 土粒子間のすき間（間隙）が水で満たされた領域。なお、間隙が水で満たされていない領域を「不飽和帯」という。
- ホットソイル工法………… VOCを含む汚染土壤に生石灰を混合攪拌することで生石灰と土壤中の水分を反応させ、水和熱で土壤中の VOC を揮発・分離する浄化工法。
- バイオレメディエーション………… 微生物等の働きを利用して汚染物質を分解等することによって土壤地下水等の環境汚染の浄化を図る技術。

(4) 新水処理施設の設置

平成 25 (2013) 年 3 月、N 地区以外にも場内の複数の井戸から 1,4-ジオキサンが継続して検出されたことから、選別ヤード建屋内に 1,4-ジオキサンの浄化を目的とした新水処理施設（処理方式：促進酸化法）を設置し、4 月から稼働を開始しました。



(5) 浄化完了までの経緯

平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物撤去後の土壤中に高濃度の 1,4-ジオキサン含有土（汚染溜り）が確認されたこと等から、実施計画の終期を平成 29 (2017) 年度から平成 34 (2020) 年度に変更することとして、環境大臣に実施計画変更協議を行い、3 月 26 日付で大臣同意
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> 浄化処理の終期を見据え、パワーブレンダー工法による浄化対策を開始
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> 8 月に実施した水質測定結果において、場内 83 か所全ての井戸について 1,4-ジオキサンの環境基準を満足 11 月 7 日に開催した第 37 回汚染土壤対策技術検討委員会に諮ったところ、実施計画に規定する特定産業廃棄物等である汚染土壤・地下水対策に係る技術的評価を終了（同委員会の設置目的を達成）したとの見解に至る 11 月 19 日に開催した第 86 回原状回復対策協議会においても承認され、現場内の汚染対策が完了 岩手県側現場において周辺環境に生活環境保全上の支障が生じることがなくなったことを広く宣言するため、第 87 回原状回復対策協議会（2 月 4 日開催）において、岩手県側の原状回復宣言（2 ページ参照）



【用語解説】

- 1, 4-ジオキサン …… 抽出・精製・反応用の溶剤や洗浄用溶剤等として用いられる他、洗剤等の製品中に不純物として存在している。ヒトに対して発がん性がある可能性がある。
- 塩化ビニルモノマー …… ポリ塩化ビニル等の合成原料として用いられる。また、トリクロロエチレン等の分解産物として地下水から検出されることがある。ヒトに対して発がん性がある。
- 促進酸化法 …………… オゾンと過酸化水素を用いて地下水中の 1, 4-ジオキサンを化学的に分解する方法。
- パワーブレンダー工法 … 土壤と改良材を垂直方向に強制的に攪拌混合し地盤改良処理を行う工法。本事案では水質浄化に応用した。

7 責任追及

(1) 行為者への責任追及

当該事案に係る行為者は、以下の4法人です。

行為者	行為の概要
三栄化学工業 株式会社	当初、青森県側の谷状の土地に不法投棄を行い、それを隠すため岩手県側から土砂を採取し、覆土材として使用していました。 土砂を採取して生じた岩手県側のくぼ地などに有害産業廃棄物（汚泥、廃油、燃え殻、感染性廃棄物など）や廃食品、廃プラスチック類、また、これらの混合物を不法投棄するという一連の行為を反復継続的に行っていました。
三栄興業 株式会社	三栄化学の代表者が設立した肥料製造及び販売事業者ですが、役員構成は三栄化学とほぼ同一であり、かつ、製造した堆肥の販売実績はありませんでした。三栄興業の事業場は県境をはさんで三栄化学と一緒に、いわば三栄化学の岩手県側の事業用地として使用されてきました。 本県側の不法投棄現場そのものである三栄興業の事業用地内に、三栄化学が受け入れた産業廃棄物を、野積み又は埋め立てにより投棄していました。
縣南衛生 株式会社	首都圏を中心とした産業廃棄物の排出者から、有害産業廃棄物をはじめとした多様な産業廃棄物を、焼却あるいは圧縮減容（RDFの製造）による中間処理を行う名目で処理委託を受け、三栄化学に対して違法に処分を再委託していました。
東奥環境 株式会社	縣南衛生が焼却処理の委託を受けた有害産業廃棄物（廃油等）を本現場に運搬し、三栄化学や三栄興業による不法投棄に加担していました。

岩手県は平成12年に上記4法人及び各法人の関係役員6名（行為者）に計13回の改善命令・措置命令を発出しました。

また、平成12年には岩手県警本部が三栄化学及び縣南衛生を摘発、両法人の代表取締役を含む5名を逮捕しました。

改善命令・措置命令のうち、履行されなかつた部分については岩手県が行政代執行を行い、要した費用250億円について行為者に納付命令を発出しました。この命令に基づき、預金や給与等が差し押さえられ、債権回収が進められています。

(2) 排出事業者への責任追及

本県では、廃棄物の早期撤去、県民負担の軽減とともに、排出事業者の責任の自覚と再発防止を目的とし、処分委託の過程において何らか

の法違反が認められた排出事業者に対しても、措置命令（撤去命令）を発出するなど徹底的に責任を追及しました。

なお、法違反が認められない排出事業者も、責任追及の過程で自主的な撤去又は撤去費用の拠出に応じていただき、行政代執行費用の回収に充てています。

令和4年度末時点での責任追及の実績は次のとおりです。

区分	金額
行為者	措置命令 約148百万円相当
	納付命令 約115百万円
行為者 計	約263百万円相当
排出事業者等	措置・納付命令 約18百万円相当
	自主的な措置 約582百万円相当
排出事業者等 計	約600百万円相当
合計	約863百万円相当

（全体事業費に対する回収率：約3.5%）

【用語解説】

差し押さえ…滞納者の財産について、法律上又は事実上の処分を禁止し、それを換価できる状態に置く強制的な処分をいう。

8 跡地利活用

(1) ワーキンググループの設置

平成 26(2014) 年 3 月に廃棄物の全量撤去が完了後、協議会において地域との連携により本事案を後世に伝える取組の検討を求める意見が多くあったことから、これを踏まえ、協議会の下部組織として「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」(検討ワーキング)が設立されることとなりました。



検討ワーキングの概要	
設立目的	原状回復の記録の保存や活用のあり方・跡地の環境再生のあり方についてなどを検討
開催時期・回数	平成 27(2015) 年から令和 4(2022) 年、計 15 回
検討・報告事項	<ul style="list-style-type: none">・跡地利用策・ウルシ、カラマツ、アカマツ、ミズナラの植栽試験の推移・記録映像(DVD)の制作・普及啓発活動(出前授業)・水素利活用の可能性・記録誌の発行



(2) 跡地利用策(案)

跡地利用について、市民から次のような意見が寄せられています。

テーマ グループ名	主な意見
	森林／ブナの森などの自然公園にする。
森林再生	漆の植林／二戸地域は漆の産地なので、気候的に現場に漆が植えられる状況であれば、ブナに並んで漆を植えることも考えられる。
花畠	一面の花畠／菜の花、芝桜、ひまわり、綿花などを植える。
イベント	イベントの実施／ロックフェスティバルなどを開催する。
エネルギー	エネルギー利用／風力発電や太陽光発電を使う。(空地は花畠など市民が利用するとの併用案もあり。) 植栽を菜の花とし、BDFをつくる。

ただし、跡地利用に関しては、原因者が所有する現場の土地を本県が差し押さえているため、法律上(換価のため)条件を付けずに公売しなければならない制約があり、今後の推移を見守る必要があります。

【用語解説】

BDF…バイオディーゼルフューエル。(廃)食用油等を原料として製造するディーゼルエンジン用の燃料。

9 不適正処理の未然防止対策

(1) 不法投棄事案の再発防止と循環型地域社会の形成に向けた制度的な検討

平成12(2000)年秋、産業廃物の不適正処理事案の未然防止のためには、国の法制度の枠内では難しい面もあることから、共通の課題を持つ北東北3県(秋田・青森・岩手)が連携して、独自の制度についての検討を始めました。

本県では、環境法、環境経済学、廃棄物工学の研究者、市町村、事業者で構成される研究会を平成13(2001)年2月に設置し、廃棄物の不法投棄対策を中心に先行的な研究が行われました。

(2) 県境産廃事件からの教訓

上記の研究会で示された県境産廃事件からの教訓は次の通りです。

教訓①	地域で出たゴミは、その地域で処理する体制の整備が必要
教訓②	廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める制度整備が必要
教訓③	優良な廃棄物処理業者の育成を進める制度が必要
教訓④	有価物を偽装した廃棄物の不法投棄への法的対応が必要
教訓⑤	不法投棄の原状回復に公金を極力投入しない仕組みが必要

(3) 循環型地域社会形成に向けた条例整備

平成14(2002)年12月、県は、有識者及び県民の意見や、北東北3県の担当者によるワーキングでの実務検討なども踏まえ、循環型地域社会形成のための関係3条例を制定しました。

3条例の主な内容

循環型地域社会の形成に関する条例

- ・産廃処理業者の格付け制度及び保証金制度の創設による処理業者の信頼向上
- ・再生資源利用認定製品認定制度の創設によるリサイクル製品の信用向上
- ・排出事業者に対する処理委託先の実地確認の義務付け
- ・廃棄物処理施設等設置等事前協議制度による適正な処理施設設置の推進

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

- ・自県(圏)内処理の原則の実現
- ・県外からの搬入をリサイクル目的に限定

岩手県産業廃棄物税条例

- ・最終処分場への産業廃棄物の搬入に課税
- ・収入は廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業に支援

(4) 県境産廃事件からの環境政策的レガシー

本事件を契機に、国ではいわゆる「産廃特措法」が制定され、全国の大規模不法投棄事件による環境汚染の除去が加速化され、廃棄物処理法の優良産廃業者認定制度が創設される契機ともなりました。

また、県でも、3条例の制定のほか、県北クリーンセンターの設置や、東日本大震災津波の膨大な災害廃棄物処理の様々な場面での対応に、この事件の教訓が生かされています。

本事件を契機とした様々な環境への取組みは、旧松尾鉱山からの排水による北上川清流化対策と並ぶ、岩手県の環境政策における大きなレガシー(遺産)になっていると言えます。

第2部 オーラルヒストリー（本編 228 ページ～253 ページ）

【齋藤 徳美 氏】

（青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会
委員長、令和5年度二戸市市勢功労者、令和6年度
岩手県県勢功労者 等）

「この不法投棄の教訓をどう活かしていくかということ
が、これからの最大の課題」



【築田 幸 氏】

（同協議会 委員、発覚した平成11年当時 岩手県環境
整備課廃棄物対策監 等）

「特措法の成立に働きかけ」
「1,4-ジオキサンの浄化に苦労」



【生田 弘子 氏】

（同協議会 住民代表委員、カシオペア環境研究会 元代表）

「事件を風化させないために出前事業などが必要」
「若い世代の頑張りに期待したい」



【津軽石 昭彦 氏】

（関東学院大学法学部教授（元岩手県職員、再発防止策の
検討などに尽力））

「身近な環境を守る意識を育てることは、郷土を愛することに通じ、最終的には環境を守ることにも、人口対策
にもつながる」



【佐々木 健司 氏】

（（一財）クリーンいわて事業団理事長（元岩手県職員））

「本事案に長く携わってきた」
「教訓づくりになる跡地利用に向けた施策が実施されること
を願う」



《QRコードはこちら》

青森・岩手県境産廃不法投棄事案の記録～産学官民連携 20余年の足跡～
記録誌掲載ホームページへのリンク



あおもりけん　いわてけん　さかい　たいりょう　す
青森県と岩手県の境に大量のごみが捨てられたことについて

あおもり　いわてけんきょうさんぎょうはいきぶつふほうとうきじけん
～青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件～



【表紙写真】すてられたごみを掘り出している様子（平成18（2006）年11月）

れいわ　ねん　がつ
令和7（2025）年1月

いわてけんかんきょうせいかつぶ
岩手県環境生活部
しげんじゅんかんすいしんか
資源循環推進課

1 はじめに

自分の家からでも「ごみ」の出し方にも決まりがあるように、工場などからでもごみの出し方にも、日本中の人たちで決めた約束があります。みなさんが守らなければならない約束を「法律」といいます。

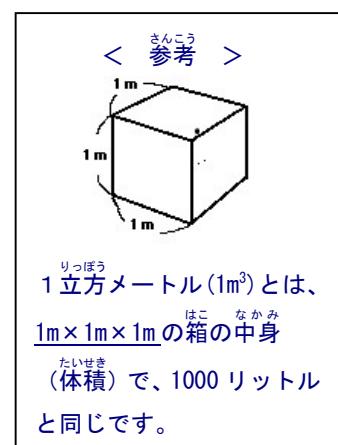
その「法律」を守らないで、青森県と岩手県のあいだにある広い野原に、自分勝手にごみを捨てた会社がありました。ごみを捨てた会社は、ごみを片付けるように県から注意を受けていましたが、ごみの量がありにも多いため、自分の会社だけですべてのごみを片付けることができませんでした。

このため、県では、地域の人々の健康を守るため、ごみを捨てた会社のかわりに、すべてのごみを片付けることにしました。その費用にはすべてみなさんから集めたお金（税金）が使われています。

この冊子は、平成11（1999）年から令和5（2023）年まで、24年間かかって、健康に悪いものを含んだ、ものすごく多くのごみを片付けた記録です。

2 ごみの量や種類について

ごみが捨てられた場所は、岩手県二戸市と青森県田子町の境にあります。広さは野球グランド27面分（約27万平方メートル）、ごみの量は東京ドーム（約120万立方メートル）がほとんど埋まってしまう量（約106万立方メートル）です。



左の写真は、県がごみを片付ける前の様子です。
(平成14(2002)年ころ)

ごみが捨てられた場所では、「ごみのデパート」と言われるぐらい、いろいろな種類のごみが見つかっています。

ごみを燃やしたあとでる灰(燃えがら)、工場などで汚い水をきれいにしたあとでできる泥(汚泥)、また、それらに木の皮などを混ぜた肥料(野菜などの農作物の栄養分となるもの)、中身が入ったままのドラム缶や食品の容器などがありました。

【捨てられたごみの例】



も
燃えがら



おでい
汚泥



かん
ドラム缶



ほうそう
包装されたままの食
品

ごみを捨てた会社は、全国から集めてきた「ごみ(燃えがらなど)」と「木の皮」を混ぜて「肥料」を作ろうと考えました。

しかし、ごみを捨てた会社は集めてきたごみを肥料にはせずに、ビニールや工場でいらなくなったりした油など植物の栄養にならないものまで混せて、土の中に埋めていたのです。

3 ごみがまわりに与える影響について

県では、ごみが捨てられた場所がどれくらい汚れているかなどについて、ごみを捨てた会社に調べさせました。その結果、捨てられたごみの一部に、体に悪い影響があるものが含まれていることがわかりました。

このため、ごみが捨てられた場所のまわりの川や地下水などに汚れた水が流れ出しているいかを確かめることが必要になりました。



県では、毎月、ごみが捨てられた場所のまわりの川などから水を汲んで調べています。その結果、ごみが捨てられた場所の外には、汚れた水が流れ出していないことがわかっています。

【ごみが捨てられた場所の調査の例】



ボーリング調査：機械を使って地面に穴を掘り、地下の状況を調べています。



水質調査：川や沢などの水を取って、水の状態を調べています。

4 ごみの処理のしかたについて

岩手県と青森県は、二戸市や田子町に住んでいる人たちの代表や、大学の先生などの専門家と、ごみの処理のしかたをどうするかを話し合う会をつくりました。話し合いの結果、捨てられたごみや、ごみでよごされた土は、すべて取り除いてきれいにすることに決めました。ごみが捨てられた場所では、これまで次の作業を行ってきました。

① ごみが捨てられた場所全体を水を通さない丈夫な布でおおいました。

このことを「キャッピング」といいます。地面を「水を通さない丈夫な布」でおおうことによって、次のような良い点があります。

- ・雨水がごみとふれないため、汚れた水が増えないこと。
- ・地面に雨水などがしみこまないため、地下にある汚れた水が外に流れていかなくなること。

【地面を布でおおう作業の様子】



おおきな布どうしをつなぎあわせて
いるところです。

【作業が終わった場所】



布が風で飛ばされたりはがれたり
しないように、たくさんのおもし
（土のう）で押さえています。

② 土の中にあるごみを掘り出して、建物の中で分けました。

ごみのほとんどは、土の中でいろいろなものが混ざりっています。このため、土の中からごみを掘り出しても、そのままでは片付けが

できなかつたり、法律で決められたとおりにきちんとごみを分ける
必要があつたりします。

そこで、県では、ごみが捨てられている場所のそばに、土の中から掘り出されたごみを分ける作業をするための建物（選別プラント）をつくりました。

建物の中では、ごみを乾かしたあとに、機械や人の手で大きさや種類ごとに分けたり、機械を使って決まった大きさに碎いたりしています。

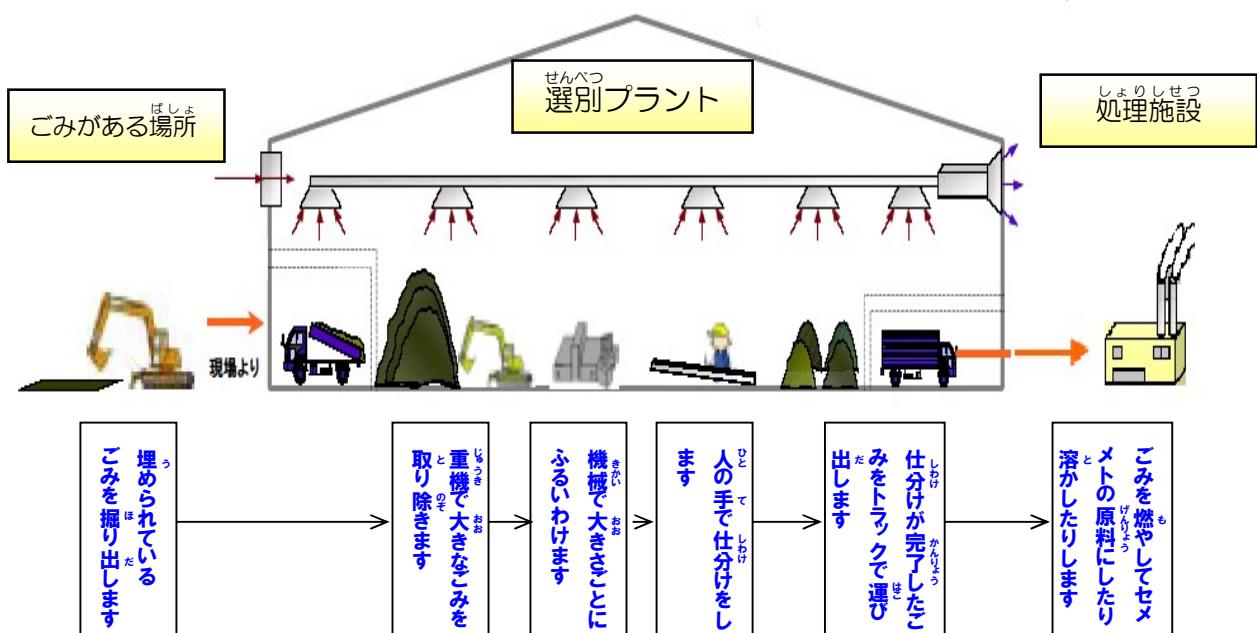
【建物の中のようす】



ごみを機械や人の手で分けるため、コンベアにのせます。



この機械で、ごみを大きさごとにふるい分けます。



③ ごみを運び出して、体への悪い影響をなくしました。

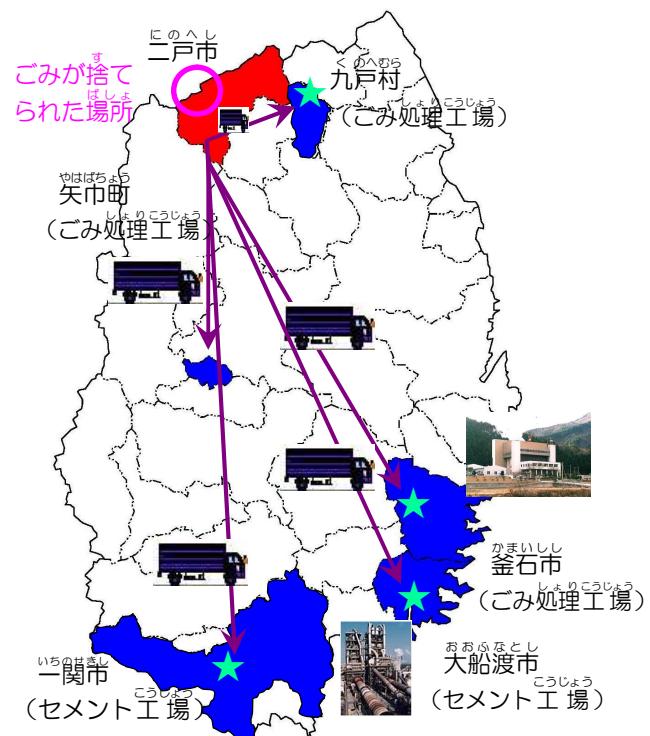
碎いたり分けたりしたごみは、高い温度で燃やして、体に悪い影響があるものをなくします。さらに、燃やしてできた灰などは、セメントの原料などに再利用することができます。

このようなごみを燃やす作業には、大きな機械や設備が必要です。岩手県内では、一関市と大船渡市にあるセメント工場や、九戸村、矢巾町、釜石市にある、ごみを専門に高温で燃やす工場に、それらの大きな設備があるので、トラックで工場までごみを運んでいって、作業をお願いしました。



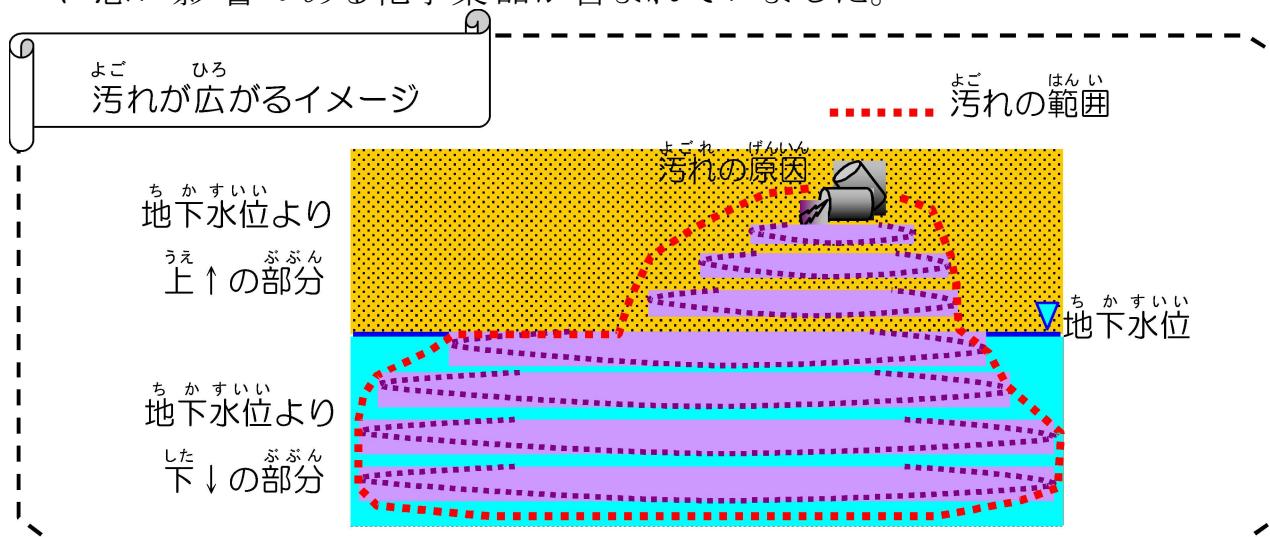
ごみを積んだトラックは、タイヤを洗ったあとに、工場へ向けて出発します。

トラックのごみを積むところには、丈夫なフタが付いていて、ごみが飛び散らないように、においが出ないようにしています。



④ 土や水の中の汚れをきれいにしました。

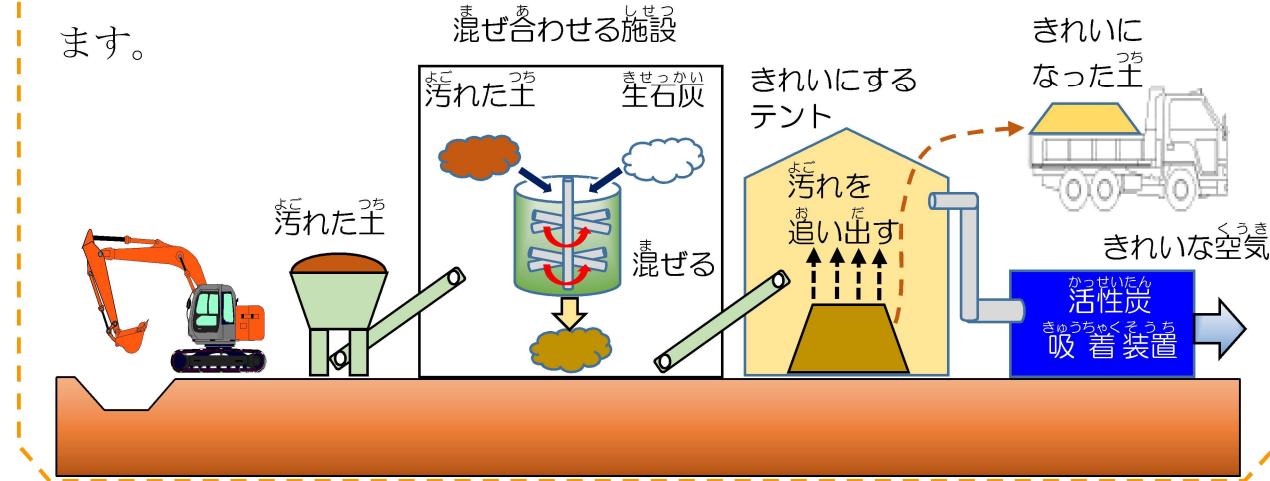
ごみを掘り出した後も、土や水に汚れが残っている場所があります。この汚れには、工業製品の製造時に使用されることが多い、体内に悪い影響のある化学薬品が含まれていました。



この汚れは土にしみこんだり、地下水の流れにのって広がったりしました。そこで、次の方法で土や水の中の汚れをきれいにしました。

☆ 生石灰混合法

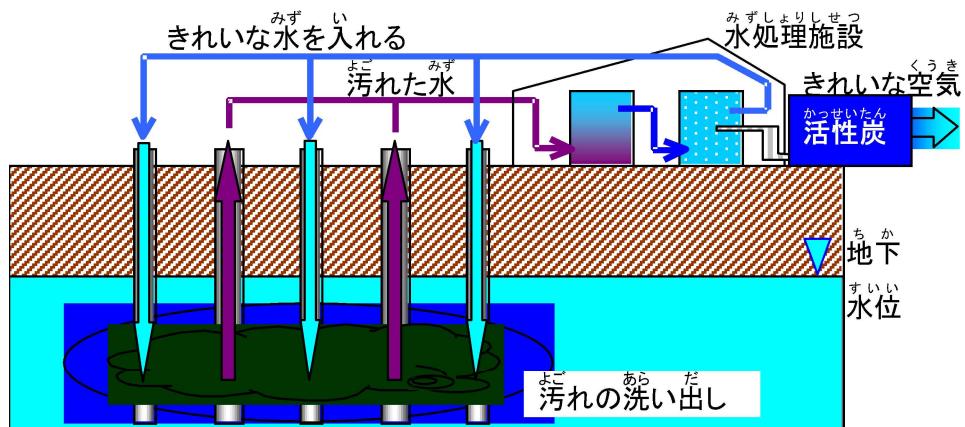
地下水位より上（上の図の黄色のところ）にある土の汚れをきれいにします。汚れた土を掘り出して、生石灰を混ぜて土の汚れを追い出します。



☆揚水ばつ気法

地下水の汚れをきれいにします。

きれいな水を汚れた土の中に入れて汚れを洗って、土や地下水をきれいにします。



5 ごみが捨てられた場所のこれからについて

県では、ごみが捨てられた場所を、20年以上かけて元のきれいな状態に戻しました。

ごみを片付けるために、250億円（25,000,000,000円）もの多くのお金がかかりました。これは、二戸市が市民のために使うお金（予算）の1年分（約166億円（令和6（2024）年度））よりも大きな金額です。

残念なことに、ごみを捨てた会社は、ごみを片付けるために必要なお金のすべてを払うことができません。そこで、県は、このごみを捨てた会社のほか、その会社にごみの処理を頼んだ会社（全部で12,000社ほど）に対しても法律を守っていたかどうか調べました。

これらの会社全部を調べて、法律を守っていなかった会社には、ごみが捨てられた場所からごみを片付けさせたり、片付けにかかるお金の一部を出してもらいましたが、かかったお金の4%（100分の4）しか回収できていません。残りは、国や県がみなさんのお父さんやお母さんから集めたお金（税金）が使われています。

きれいな状態にもどった場所は、会社が買い取って、地元のみなさんの意見をききながら、環境にやさしい事業を行うことを期待しています。

6 さいごに

自分勝手にごみを捨てると、空気や水が汚れて、みなさんが病気になったり、汚れた場所をきれいにするために、たくさんの時間やお金がかかってしまいます。

みんなの住む大切な場所に、たくさんのごみが捨てられ、豊かな自然が傷つけられたことを大人になっても忘れないでください。せっかくきれいになった環境を守っていくため、みなさんもごみの処理に关心をもっていきましょう。



北
4

ひだり しゃしん けん
左の写真は、県が
ごみを片付け、土や
みずなかよご
水の中の汚れをき
れいにした後の
ようす
様子です。
れいわ
(令和5(2023)
ねん がつ
年10月)

令和6年度市民・企業向け現場等説明会の結果について

市民・企業向け現場等説明会を以下のとおり開催しました。

1 開催日時

令和6年9月20日（金）二戸地区合同庁舎 3階 機能訓練室、県境不法投棄現場
11：00～12：00 会議室で公売の概要説明、質疑応答
14：00～15：00 現地で状況説明、質疑応答

2 参加者数

23名（事業者・団体：14社・団体、個人：3名）

3 説明事項

(1) 県境不法投棄事案の概要について

平成11年に事案発覚、両県併せて150万トンの廃棄物を撤去し、水質を浄化して令和5年2月に原状回復宣言。

(2) 不法投棄現場跡地の処分について

① 時期

・令和7年度に実施予定であること。

② 土地に関する事項。

・土地の概要、関係法令に関する制約等、跡地処分の対象外の土地について

③ 現場内の残存物について

・既存建屋、鋼矢板、選別施設建屋下の杭、大型井戸に使用したライナープレート 等

④ 現地の測量

・買受人が、土地取得後に実施すること。

⑤ 跡地処分に係る流れ

・公売手続きについて

⑥ インフラ関連

・水道・電気等の状況

⑦ その他

・水源、道路、自然条件等の情報。

(3) 水質モニタリング結果について

7月実施分まで（全て基準値以下）

(4) 跡地利活用に係る意見等について

植樹や花畠・公園の整備を望む市民からの意見が寄せられていること。

4 参加者へのアンケート結果（資料2-2）

- ・参加者は概ね満足したとの結果（6人中5人が満足、1人がまあ満足）。
- ・2名（社）から土地の取得を検討しているとの回答があった。

市民・事業者向け現場等説明会（令和6年9月20日開催）に係るアンケート

先日は、お忙しい中、市民・事業者向け現場等説明会にご参加ください、誠にありがとうございました。跡地処分に向けて参考とさせていただきたいので、現時点でのお考えなどを率直にお聞かせください。

1 本説明会の開催を、何でお知りになりましたか？（○を付けてください。複数回答可。）

- ①二戸市または田子町の広報紙 ②県ホームページ ③県からの通知
④知人等から ⑤その他（ ）

2 本説明会の満足度について教えてください。（○を付けてください。）

- ①満足 ②まあ満足 ③普通 ④やや不満 ⑤不満

3 2の回答理由、または本説明会に参加してのご感想やご意見等をお聞かせください。

4 現場の取得について、お考えをお聞かせください。（○を付けてください。）

- ①取得を検討している ②取得を検討していない ③その他（ ）

5 現場の利用方法について、お考えをお聞かせください。

回答例：・〇〇事業の□□施設建設候補地として検討している。
・不法投棄現場跡地として現場見学を受け入れたい。

6 今後、情報提供してほしいことなどをお聞かせください。

回答例：現場の土地をどのように分割して公売するのか。

7 その他、要望等がありましたらお聞かせください。

8 差し支えなければ、お名前等をご記入願います。（自由記載）

お名前	
会社名、所属、 お住いの市町等	

※いただいた個人情報は、跡地処分の参考とするのみとし、他に利用することなく、また、アンケート結果については、会社や個人等が特定されるような記載内容を公表することはありません。

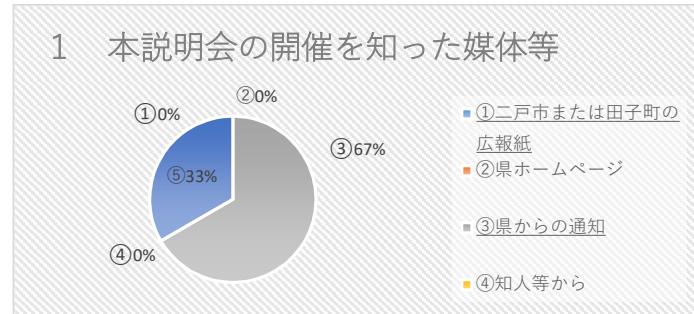
ご回答は説明会終了後に職員にお渡しいただくか、FAX（019-629-5369）、

E-mail（AC0003@pref.iwate.jp）等でお寄せ下さい。 回答期限：令和6年10月4日（金）

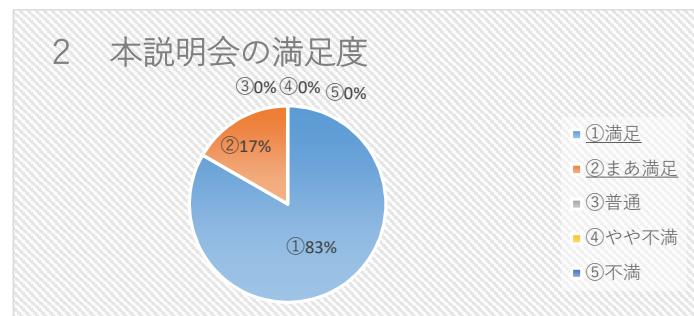
市民・事業者向け現場等説明会（令和6年9月20日開催）に係るアンケート 集計結果

■回答数：6（記名回答数：4）

1 本説明会の開催を知った媒体等	回答数
①二戸市または田子町の広報紙	0
②県ホームページ	0
③県からの通知	4
④知人等から	0
⑤その他	2



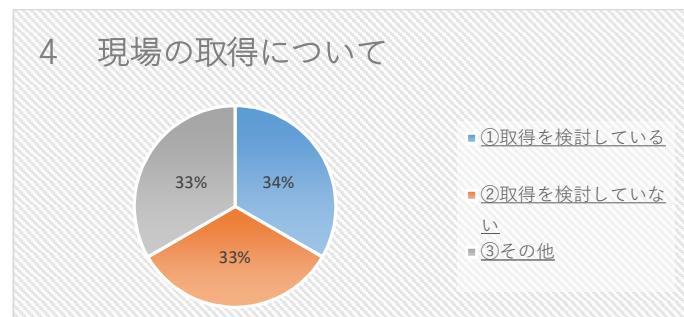
2 本説明会の満足度	回答数
①満足	5
②まあ満足	1
③普通	0
④やや不満	0
⑤不満	0



3 説明会に参加しての感想、意見等

- ・不法投棄現場の土地利用が図られることを祈願しています。
- ・最新の状況を確認できた。
- ・現場の状況について、とてもわかりやすかったです。

4 現場の取得について	回答数
①取得を検討している	2
②取得を検討していない	2
③その他	2



5 現場の利用方法について

- ・事業用地として検討
- ・自己託送用の太陽光発電所の建設用地として検討

6 今後情報提供してほしい事項

- ・当日の説明資料2の白地（第三者所有地）の方々は自身の所有地の土地利用をどのように考えているのか。
- ・公売は一括か、分割もあるか。
- ・共有地及び当該土地以外の所有者の協力度合。 例:境界確定、土地売買、開発同意等

7 その他、要望等

- ・公売の際の最低価格情報（を知りたい）

水質モニタリングの結果について

1 計画

第85回原状回復対策協議会（R4.7.23開催）で承認された、浄化の効果を確認し、地域の皆様の安心感を醸成するための水質モニタリング計画（令和5～6年度）は表1のとおり。

表1 水質モニタリング計画

項目	内容		
	区分	地点名	選定理由
採水地点	周辺表流水	直近の沢 No.1	下流への影響有無を確認するため、事案当初から測定していた地点であるため
		直近の沢 No.2	
		境沢上流	
	調整池	北調整池	
		南調整池	
	地下水	イ-9 イ-15 イ-16 イ-19 H15-4	区域⑦⑧⑨の最下流部 区域⑥の沢筋最下流部 区域⑤の沢筋最下流部 区域④の沢筋最下流部 地下水流行方向下流南側での汚染拡散有無の確認のため
頻度	年4回（採水月：採水不能となる冬期間を避けた5月・7月・9月・11月）		
項目	pH及び1,4-ジオキサン		
期間	2年間（令和5年度～6年度） ※万が一、環境基準を超過した場合には、関係者に協議し適切に対応する。		

※ 地点については図1及び図2のとおり。

2 結果

令和5年度～6年度に実施した水質モニタリングの結果は表2のとおり。全10地点において1,4-ジオキサンの環境基準超過はなく、浄化の効果が確認され、当初の目的を達成したことから、2年間のモニタリングを終了する。

区分	地点名	R5.5	R5.7	R5.9	R5.11	R6.5	R6.7	R6.9	R6.11	環境基準
周辺表流水	直近の沢 No.1	0.006	0.007	0.007	0.008	0.010	0.009	0.007	0.008	0.05
	直近の沢 No.2	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	境沢上流	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
調整池	北調整池	0.007	0.008	<0.005	0.007	0.005	<0.005	0.007	0.005	0.05
	南調整池	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
地下水	イ-9	0.035	0.030	0.028	0.033	0.034	0.029	0.017	0.027	0.05
	イ-15	0.018	0.017	0.019	0.023	0.016	0.013	0.007	0.011	
	イ-16	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.009	0.007	0.006	
	イ-19	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	H15-4	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	

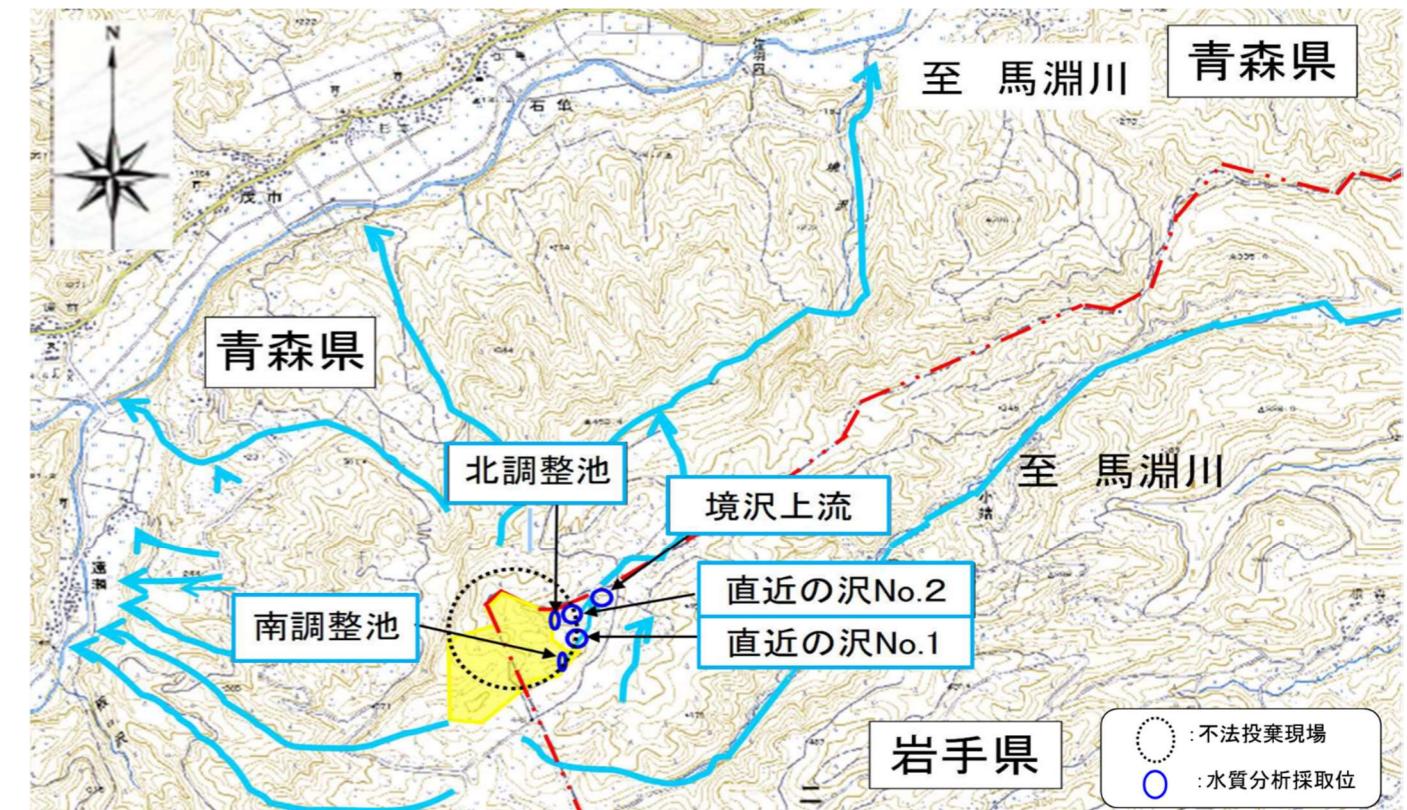


図1 令和5年度以降の水質モニタリング地点（周辺表流水及び調整池）

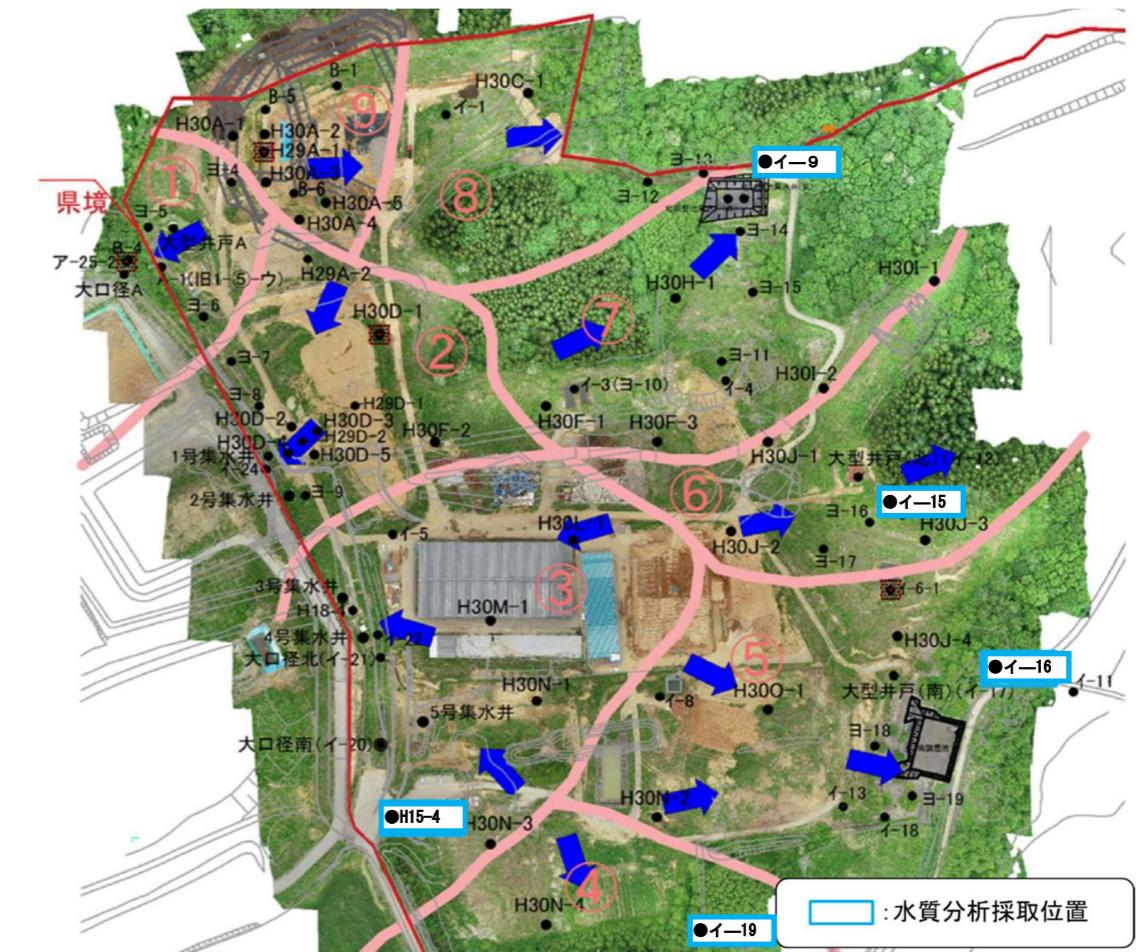
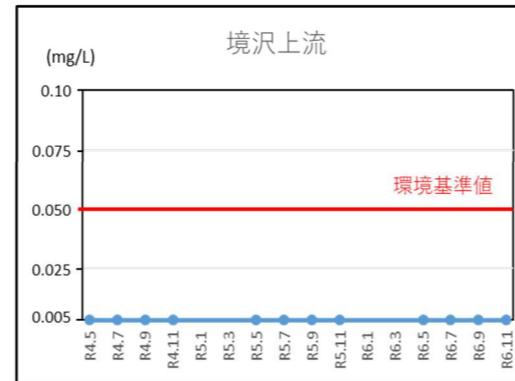
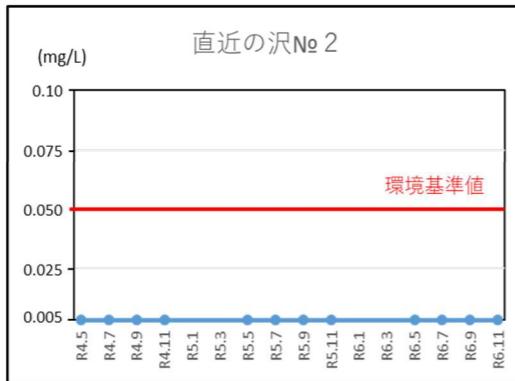
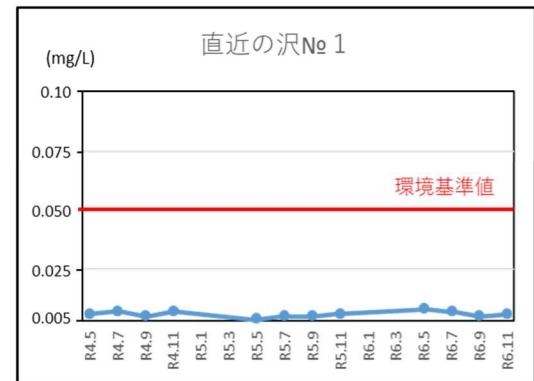


図2 令和5年度以降の水質モニタリング地点（地下水）

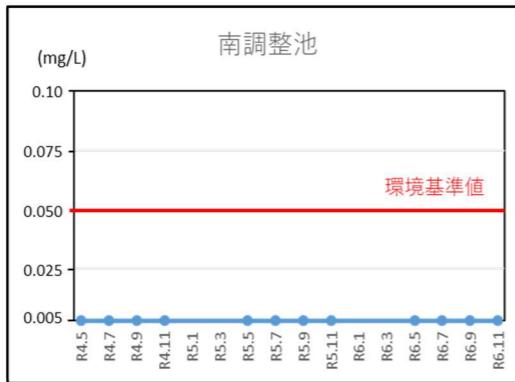
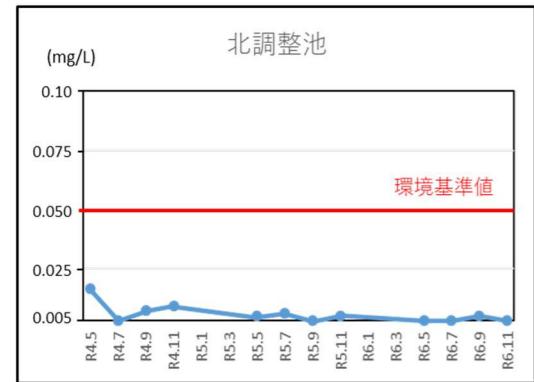
調査地点別1,4-ジオキサン濃度推移

1 周辺表流水



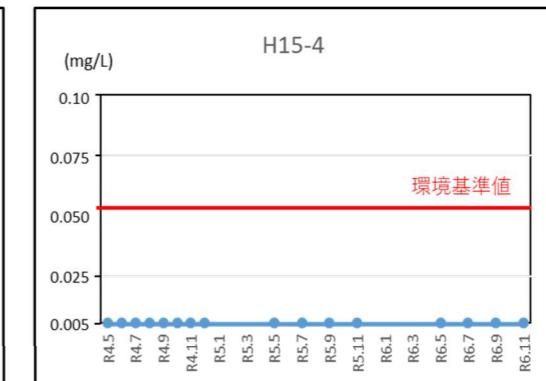
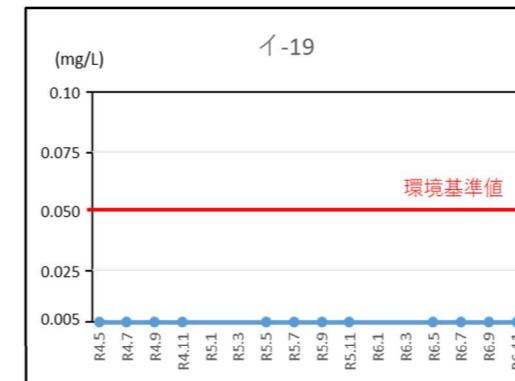
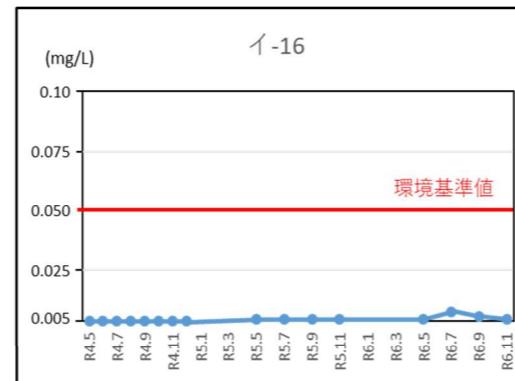
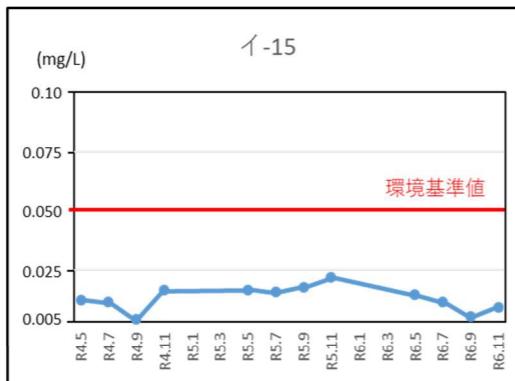
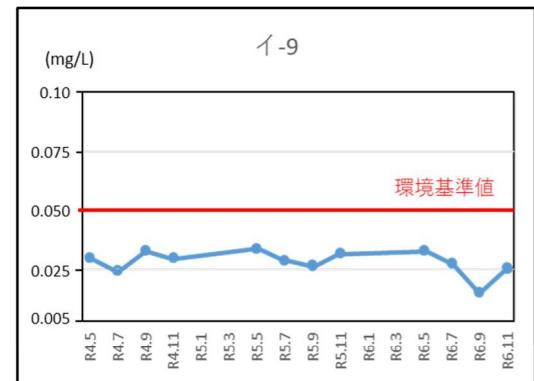
	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11
直近の沢№1	0.008	-	0.009	-	0.007	-	0.009	-	-	-	-	-	0.006	-	0.007	-	0.007	-	0.008	-	-	-	-	-	0.010	-	0.009	-	0.007	-	0.008
直近の沢№2	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005
境沢上流	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005

2 調整池



	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11
北調整池	0.018	-	< 0.005	-	0.009	-	0.011	-	-	-	-	-	0.007	-	0.008	-	< 0.005	-	0.007	-	-	-	-	-	0.005	-	< 0.005	-	0.007	-	0.005
南調整池	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005

3 場内地下水



	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11
イ-9	0.031	-	0.026	-	0.034	-	0.031	-	-	-	-	-	0.035	-	0.030	-	0.028	-	0.033	-	-	-	-	-	0.034	-	0.029	-	0.017	-	0.027
イ-15	0.014	-	0.013	-	0.006	-	0.018	-	-	-	-	-	0.018	-	0.017	-	0.019	-	0.023	-	-	-	-	-	0.016	-	0.013	-	0.007	-	0.011
イ-16	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	0.006	-	0.006	-	0.006	-	0.006	-	-	-	-	-	0.006	-	0.009	-	0.007	-	0.006
イ-19	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005
H15-4	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005	-	< 0.005

今後の活動内容について

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度												備考
			第1四半期 4月 5月 6月			第2四半期 7月 8月 9月			第3四半期 10月 11月 12月			第4四半期 1月 2月 3月			
フォローアップ会議	第1～3回会議開催	第4～5回会議開催													
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回(令和5年6月20日) <ul style="list-style-type: none"> ・会議目的説明 ・不法投棄事業、原状回復事業説明 ・座長選出 ・教訓の伝承方策検討 ・跡地活用促進方策検討 ・現地視察 ■第2回(令和5年9月14日) <ul style="list-style-type: none"> ・記録誌作成進捗状況報告等 ・市民・企業向け現場説明会(案)検討 ・水質モニタリング途中経過報告 ■第3回(令和6年2月8日) <ul style="list-style-type: none"> ・記録誌成案提示 ・市民・企業向け現場説明会結果報告 ・R5年度水質モニタリング結果報告 ・今後の活動内容 	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回(令和6年7月12日) <ul style="list-style-type: none"> ・記録誌の完成報告 ・記録誌概要版の作成進捗状況報告 ・市民・企業向け現場説明会(案)について ・水質モニタリング(R6途中経過)報告 ■第5回(令和7年1月23日) <ul style="list-style-type: none"> ・記録誌概要版と環境学習資料の成案提示 ・市民・企業向け説明会開催結果報告 ・R6年度水質モニタリング結果報告 ・今後の活動内容 	<ul style="list-style-type: none"> ■第6回(開催予定) <ul style="list-style-type: none"> ・公売結果報告 ・事業の伝承について 												
市民・企業向け 現場等説明会	<ul style="list-style-type: none"> ■令和5年11月24日開催 <ul style="list-style-type: none"> ・午前:二戸地区合庁で資料を使用して説明 ・午後:現地で説明 	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年9月20日開催 <ul style="list-style-type: none"> ・午前:二戸地区合庁で資料を使用して説明 ・午後:現地で説明 	 公売手続	 公売に当たって説明会実施予定											